

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) シンガポール共和国  
(名称) ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー  
ー・リミテッド  
(Juggernaut Capital Management Pte. Ltd.)

上記被審人に対する平成25年度(判)第14号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金4億3118万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年10月2日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、本件審判期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。証拠によれば、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び課徴金の計算の基礎となる事実が認められる。

平成26年8月1日

金融庁長官 細 溝 清 史

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、シンガポール共和国会社法に基づいて設立され、同国に本店を置く、リミテッド・プライベート・カンパニーであり、ケイマン諸島法に基づく信託形態のヘッジファンドであるジャガーノート・アジア・マスター・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。）の受託者であるシトコ・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド及びケイマン諸島法に基づく株式会社形態のヘッジファンドであるジャガーノート・アジア・ファンド・リミテッド（以下「フィーダー・ファンド」という。）との間で締結した投資一任契約に基づいて、フィーダー・ファンドに出資された資産の運用権限を有し、かつ、フィーダー・ファンドの議決権のすべてを所有していたものであるが、被審人代表者らにおいて、同社の業務に関し、大阪証券取引所JASDAQ市場（当時）に上場されていた株式会社RISEの株式につき、株価の高値形成を図り、別表記載のとおり、平成24年3月21日午前8時33分頃から同年4月25日午後3時8分頃までの間、26取引日にわたり、大阪市中央区北浜1丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、同株式の売買を誘引する目的をもって、マスター・ファンドの名義を用いて、A証券株式会社ほか証券会社9社を介し、最良買い気配値以下の価格帯に大口の買い注文を発注するとともに、直前約定値より高値に最低売買単位の買い注文を発注して株価を引き上げたり、大引け前に、大口の引成買い注文を発注し、終値形成に関与するなどの方法により、フィーダー・ファンドの計算において、同株式合計1349万2000株を買い付ける一方、同株式合計1018万8400株を売り付けるとともに、同株式合計2億4613万4300株の買付けの委託を行うなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

## (別表)

取引年月日	委託証券会社	売付株数	買付株数	買付け委託 件数	買付け委託 株数
平成24年3月21日	A証券		259,900	50	15,900,000
	B証券	379,000			
	C証券		75,000		
	D証券		75,000		
	小計	379,000	409,900	50	15,900,000
平成24年3月22日	A証券		81,700	9	2,450,000
	B証券	50,000	75,000		
	小計	50,000	156,700	9	2,450,000
平成24年3月23日	A証券		317,000	16	4,191,800
	E証券		110,000		
	F証券		120,000		
	G証券		120,000		
	小計	0	667,000	16	4,191,800
平成24年3月26日	A証券		175,300	22	7,731,700
	B証券	280,000			
	H証券		85,000		
	D証券		85,000		
	小計	280,000	345,300	22	7,731,700
平成24年3月27日	A証券		414,100	22	6,329,900
	B証券		100,000		
	C証券		100,000		
	小計	0	614,100	22	6,329,900
平成24年3月28日	A証券		121,300	13	6,500,000
	B証券	100,000			
	F証券		100,000		
	G証券		100,000		
	小計	100,000	321,300	13	6,500,000
平成24年3月29日	A証券		455,500	18	8,684,700
	B証券	350,000			
	G証券		125,000		
	小計	350,000	580,500	18	8,684,700
平成24年3月30日	A証券		29,900	10	4,987,600
	B証券	120,000			
	H証券		150,000		
	D証券		150,000		
	小計	120,000	329,900	10	4,987,600
平成24年4月2日	F証券		25,000	9	3,132,300
	I証券		520,900		
	D証券		25,000		
	小計	0	570,900	9	3,132,300
平成24年4月3日	A証券		122,000	19	8,299,000
	E証券		105,000		
	B証券	495,000			
	C証券		115,000	1	100
	小計	495,000	342,000	20	8,299,100

取引年月日	委託証券会社	売付株数	買付株数	買付け委託 件数	買付け委託 株数
平成24年4月4日	A証券		48,000	23	17,082,000
	E証券		25,000		
	B証券	1,282,000	375,000		
	F証券		225,000		
小計		1,282,000	673,000	23	17,082,000
平成24年4月5日	A証券		570,000	18	8,123,900
	B証券	325,000			
	D証券		150,000		
	G証券		155,000		
小計		325,000	875,000	18	8,123,900
平成24年4月6日	A証券		327,300	24	9,540,000
	B証券	675,000			
	H証券		300,000		
小計		675,000	627,300	24	9,540,000
平成24年4月9日	A証券		196,700	45	11,063,600
	E証券		75,000		
	B証券	875,000			
	C証券		125,000		
小計		875,000	396,700	45	11,063,600
平成24年4月10日	A証券		782,900	18	3,484,600
	E証券		125,000		
	B証券	330,000			
	C証券		125,000		
小計		330,000	1,032,900	18	3,484,600
平成24年4月11日	A証券		38,300	12	5,191,000
	E証券		125,000		
	B証券	150,000			
	C証券		125,000		
小計		150,000	288,300	12	5,191,000
平成24年4月12日	A証券		294,200	24	4,597,800
	B証券	600,000	200,000		
	G証券		150,000		
小計		600,000	644,200	24	4,597,800
平成24年4月13日	A証券		297,400	14	4,527,500
	J証券		150,000		
	B証券	1,000,000			
	F証券		250,000		
小計		1,000,000	697,400	14	4,527,500
平成24年4月16日	A証券		126,500	17	8,200,000
	B証券	265,000			
	D証券		105,000		
小計		265,000	231,500	17	8,200,000
平成24年4月17日	A証券		708,000	28	18,093,800
	E証券		125,000		
	B証券	520,000			
	C証券		115,000		
小計		520,000	948,000	28	18,093,800

取引年月日	委託証券会社	売付株数	買付株数	買付け委託 件数	買付け委託 株数
平成24年4月18日	A証券		367,700	43	9,744,600
	B証券	520,000	25,000		
	G証券		75,000		
小計		520,000	467,700	43	9,744,600
平成24年4月19日	A証券		85,000	25	12,001,500
	J証券		75,000		
	B証券	390,000			
	F証券		50,000		
小計		390,000	210,000	25	12,001,500
平成24年4月20日	A証券		162,100	31	7,958,700
	B証券	660,000			
	D証券		110,000		
小計		660,000	272,100	31	7,958,700
平成24年4月23日	A証券		402,200	48	28,441,500
	B証券	230,000			
	C証券		75,000		
	G証券		75,000		
小計		230,000	552,200	48	28,441,500
平成24年4月24日	A証券		918,700	27	23,676,800
	B証券		150,000		
	F証券		150,000		
小計		0	1,218,700	27	23,676,800
平成24年4月25日	A証券		19,400	24	6,199,900
	B証券	592,400			
小計		592,400	19,400	24	6,199,900
期間合計		10,188,400	13,492,000	610	246,134,300

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第174条の2第6項第1号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の17第1項第2号、法第176条第2項

## 3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量は、10,188,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量13,492,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(31円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量6,852,500株を加えた20,344,500株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（10,188,400株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(33円×375,000株+34円×54,000株+35円×280,000株  
+36円×100,000株+38円×470,000株+39円×1,495,000株  
+40円×557,000株+41円×625,000株+43円×150,000株  
+45円×355,000株+46円×250,000株+47円×782,700株  
+48円×521,400株+49円×613,400株+50円×1,024,400株  
+51円×143,100株+52円×50,000株+54円×159,400株  
+55円×235,600株+56円×85,000株+57円×210,000株  
+58円×119,000株+59円×51,000株+62円×170,000株  
+63円×175,500株+64円×404,500株+65円×140,000株  
+70円×10,000株+71円×107,200株+72円×390,200株  
+73円×5,000株+74円×80,000株)

- － (31円×6,852,500株+32円×250,000株+33円×100株  
+34円×160,300株+35円×1,188,700株+36円×42,500株  
+37円×672,700株+38円×528,300株+39円×281,100株  
+40円×212,200株)

=152,644,800円

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（20,344,500株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（10,188,400株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（77円）に当該超える数量10,156,100株（20,344,500株－10,188,400株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(77円×10,156,100株)

- － (39円×694,000株+40円×941,600株+41円×608,500株  
+42円×331,900株+43円×618,400株+44円×8,700株+45円×57,300株  
+46円×202,500株+47円×881,600株+48円×793,600株  
+49円×51,200株+50円×1,081,000株+51円×1,295,200株  
+52円×1,400株+53円×300株+54円×75,300株+55円×93,000株  
+56円×109,900株+57円×38,900株+58円×83,600株  
+59円×200株+60円×125,600株+61円×504,000株+62円×713,600株)

+63円×480,200株+64円×226,100株+65円×117,700株+66円×4,100株  
+67円×4,000株+69円×200株+70円×800株+71円×1,100株  
+72円×7,700株+73円×2,100株+74円×300株+75円×500株)  
= 278,539,100円  
の合計額 431,183,900円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、431,180,000円となる。